

## 2007年度(平成19年度)第3回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2007年度(平成19年度)第3回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2007年(平成19年)11月27日(火)午後3時~午後4時50分

福山市役所本庁舎3階 中会議室

### 3 出席委員名

竹田委員, 三谷委員, 相原委員, 中山委員, 西原委員

### 4 出席した職員

岡崎副市長, 建設管理部長, 建築部長, 下水道部長, 水道局業務部長, 水道局工務部長, 契約課長  
技術検査課長, 設備課長, 建設第1課長, 水道局経理課長, 水道局配水課長, 水道局北部営業所長

### 5 会議の概要

#### (1) 岡崎副市長挨拶

公共工事の入札・契約手続については、国をはじめ全国の自治体において、透明性・公正性の確保や競争性の向上、さらには品質確保の観点から最重要課題と位置付け、その改革に取り組んでいる。本市においても、この委員会の意見などを踏まえ、ここ数年様々な改正を行ってきたところである。特に指名競争入札から、入札参加者を募る一般競争入札への年次的な転換を行い、来年度からはすべての建設工事の入札を一般競争入札で行うこととしている。しかし、まだ多くの課題があり一層の改善に取り組んでいきたい。

活発なご議論をお願いし、ご意見をいただきたい。

#### (2) 委員等の紹介

委員及び建設管理部長以下関係部課長の紹介

#### (3) 委員長の互選について

委員の互選により、中山委員を委員長に選出した。

#### (4) 委員長職務代理者の指名について

委員長が、相原委員を職務代理者に指名した。

#### (5) 委員会の運営について

審議する案件は、事前に担当する委員が抽出すること、委員の順番は、三谷委員(今回)、中山委員、相原委員、竹田委員、西原委員の順番とすること、審議案件は通常5件抽出することを確認した。

(6) 2007年度(平成19年度)の契約状況について

契約課長から次のとおり説明を行った。

2004年度からの落札率の推移は、2004年度に90.48%であったものが、2005年度は87.42%、2006年度は80.52%と、毎年大幅に低下している。

本年度については、10月末現在で、全体入札件数が595件でその落札率は73.50%と一段と低下している。前回の委員会で報告した6月末時点と比較すると、1.9ポイントの上昇となっており、本年度においては、このあたりの数値に落ち着くものと予想している。

水道局発注分についても同様の傾向が見られ、これは、年次的に指名競争入札から入札参加者を募る一般競争入札へ移行した結果であり、競争性を確保できる一定の仕組みが構築できたと考えている。

しかし、一方で受注競争の激化による工物品質や企業経営への悪影響を危惧しているところであり、現状把握を適正に行い、さらに入札・契約制度の改善に取り組んでいく必要があるものと考えている。

(7) 抽出案件の選定理由について

三谷委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札は、従来から落札率が高いとの指摘がある電気工事の中から、落札率の最も高いものを1件、指名競争入札からは、神辺地区の円形管埋設工事の中から、落札率の最も高いものを1件、随意契約からは、理由の説明を求めるものを1件、そして水道局発注分について条件付一般競争入札から、落札率が高いものを1件、随意契約からは、理由の説明を求めたいものを1件選定した。

(8) 抽出案件の審議

- ア 福山市立旭丘小学校屋内運動場改修電気設備工事
- イ 円形管埋設工事(国補第19-30工区)
- ウ 円形管埋設工事(単独第19-13工区)
- エ 海底送水管布設工事
- オ 配水管布設替工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が各々の発注した工事について説明した。

(9) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

指名除外措置運用状況について、契約担当課長から報告を行った。

(10) 次回委員会の開催日程について

来年2月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(11) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出について

次回の案件の抽出は、本年10月から12月分を対象とし、中山委員長が担当する。

## 6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

### (1) 抽出案件の審議

#### ア 福山市立旭丘小学校屋内運動場改修電気設備工事について

Q 1 対象期間中に条件付一般競争入札で発注した工事の中で、落札率が90%以上もしくは90%に近いものが6件あるが、そのうち4件が電気工事である。他の工種の落札率が適正化の傾向にある中、電気工事だけが落札率が高いのはなぜか。

A 1 ご指摘のとおり、他の工種、特に土木一式工事と比較すると高止まりしている状況がある。この工事について、全社の工事費内訳書を精査したが、不自然な点はなかった。本市の設計が厳しいからか、他の理由によるものか想定できないが、競争原理が働いていないとすれば、何らかの工夫も必要であると考えている。

Q 2 先に開札した案件を落札して、後に開札する案件について入札を辞退するというような傾向はないか。

A 2 電気工事については、そのような傾向はない。土木一式工事、特に下水道工事をまとめて発注する場合などには、辞退が出ている。

どの業者が、いつどの工事をいくらで落札し、どの業者が、いつどの工事を辞退したというふうに、具体的に教えてほしい。また、辞退した業者が、その後の入札にどうしているか、次の委員会に資料を出してほしい。

Q 3 25社が入札参加している。今までに、こんなに参加業者が多い案件はなかったと思うが。

A 3 指名競争入札の場合、設計金額に応じて標準指名業者数を定めている。例えば、設計金額が1千万円以上3千万円未満の場合は、8社以上、設計金額が3千万円以上5千万円未満の場合は、10社以上としている。条件付一般競争入札においては、20社前後の応募は多くある。

Q 4 入札結果を見ると、似たような金額が並んでいる。電気設備工事は、単価的なものがある程度決まっているので、同じような金額が出てくるということなのか。受注調整があるのではないか。

A 4 電気設備工事の場合、電線管や照明器具等の材料があり、この単価は、建設物価というもので単価を公表されており、どの業者が入札しても同じようになりやすい。

Q 5 公表されている単価は、最近の材料費の価格変動を反映しているのか。

A 5 単価は4月と10月に、年2回更新される。大きな変動があった場合にも、変更される。A社、B社、C社がそれぞれどのような入札をしたかを知るために、次回から、いつ開札したのかというデータも出してほしい。

#### イ 円形管理設工事(国補第19-30工区)について

Q 6 落札率が高い工事が、神辺町に目立って多いのはなぜか。3件の工事の落札率が、91.9%で一致している。どういう要因が考えられるのか。

また、円形管理設工事の発注が、「1月から3月」と「4月から6月」の期間は少なく、他の期間に集中しているのはなぜか。

A 6 落札率が、91.9%の3件については、予定価格の92%で計算した金額の10万円未

満の端数を切り捨てた結果、91.9%となったのではないかと考えている。

また、神辺町における落札率が高止まりしているという指摘については、抽出案件を含め8件の工事の工事費内訳書を比較した結果、本市が示した積算内容に従って各々独自に積算しており、特に不審な点は見当たらなかった。合併にあたり、合併特例債という財源もあるため、神辺町内の発注工事は他の地区に比して多く、限られた業者数で、これをこなそうとした場合に、「是が非でも受注したい」という状況ではなく、工事施行箇所近辺の者や、過去にその工事に関わりのある者だけが、受注意欲を示した結果ではないかと考えている。

下水道工事の発注が、特定の時期に集中する理由は、公共工事の発注は、債務負担行為や継続費を設定するものを除き、会計年度独立の原則により、年度内に完成できる予定のものを発注していることが、1月から3月の間、発注件数が少ない原因である。

Q7 ある工事を落札したら、次の工事は辞退するということはよくあるのか。

A7 工事を落札すると、主任技術者、現場代理人の配置が必要となるため、全部の工事を落札するわけにはいかない。ある工事を落札したら、他の工事は辞退することもある。

Q8 円形管埋設工事は、毎年多く発注されているが、落札率の状況はどうか。

A8 条件付一般競争入札での円形管埋設工事の落札率は、67%程度である。

Q9 神辺町の合併特例措置はいつまでであるのか。

A9 来年度末までである。合併前の神辺町の落札率は、97～98%であったが、合併後は、徐々に下がってきている。

#### ウ 円形管埋設工事（単独第19-13工区）について

Q10 工事名称から判断して、メンテナンス以外の通常の工事と思われる案件が、随意契約になっている。この工事を随意契約とした理由を教えてください。また、福山市しんいち歴史民俗博物館外壁他改修工事、取付管修繕工事（古野上住吉1号線）、マンホール蓋取替工事（青葉台1号線外1路線）、マンホール床版取替工事（主要地方道福山鞆線）についても、随意契約とした理由を教えてください。

A10 随意契約とした理由は、すべて地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」の規定を適用したものである。

抽出案件の工事を随意契約とした理由は、契約の相手方が、この場所において、「道路改良工事（霞町昭和町1号線）」を施工中であり、同一の者に施工させた場合には、瑕疵担保責任の明確化及び経費調整による節減、また地元住民との協議において一元的な調整を行え、工事の安全かつ適切な施工が図られることから、随意契約としたものである。

福山市しんいち歴史民俗博物館外壁他改修工事は、当該工事に先立って発注した（仮称）あしな文化財センター建設工事の施工にあたって、密接な関係のある同一敷地内の建物の状況を把握するなかで、当該工事施工の必要性を生じたため、安全対策の確立や工期の短縮、経費の節減が図れることなどの理由により、施工中の者と契約したものである。

取付管修繕工事（古野上住吉1号線）、マンホール蓋取替工事（青葉台1号線外1路線）、マンホール床版取替工事（主要地方道福山鞆線）の3件は、施工に先立って詳細な調査を行ったところ、工事施行箇所にある取付管やマンホールの老朽化が著しく、早急に施工する必要が生じたものである。現に施工中の工事と交錯する箇所での施工となり、施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保

- するうえで、本市にとって有利と認め、随意契約としたものである。
- Q 1 1 この工事は、図書館の建設工事とは全く関係ないものなのか。図書館の建設工事と一緒にできなかったのか。
- A 1 1 図書館建設に併せて中央公園全体を整備しているが、その一環として周辺道路整備を行うものである。図書館の工事は、建築一式工事であり、業種も違うので別途発注したものである。
- Q 1 2 施工中の者と同じであるのに、予定価格に対する率が高いのはなぜか。
- A 1 2 経費調整を行い、この工事の設計金額そのものを安くしており、それが予定価格に反映している。
- Q 1 3 経費節減について、どのくらいか教えてほしい。
- A 1 3 道路改良工事との経費合算による削減が約10万円、円形管埋設工事として単独で発注する場合は、下水道工事の積算になるが、合算経費とするために道路工事として積算しており、この差額が約34万円、両方で約42万円削減している。
- 取付管修繕工事（古野上住吉1号線）は、約52万円、マンホール蓋取替工事（青葉台1号線外1路線）は、約30万円、マンホール床版取替工事（主要地方道福山鞆線）は、約40万円節減している。
- Q 1 4 随意契約の場合は、予定価格を教えるのか。
- A 1 4 随意契約の場合は、予定価格は伏せている。
- 一般的な説明ではわかりにくい部分もある。今後は、資料などでより具体的な説明をお願いする。

## エ 海底送水管布設工事について

- Q 1 5 高額案件にもかかわらず、落札率が非常に高いが、その説明をお願いする。
- A 1 5 特殊な工事であり、実績のある業者が少ないため、発注にあたっては入札参加資格要件を緩和した。予定価格を事前に公表し、条件付一般競争入札に付したものである。問合せは4社からあったが、実際に入札したのは1社であった。実績のある業者は、事前に実績を調べた限りでは、3社あった。
- Q 1 6 問合せのあった4社と、実績のある3社は、一致していたのか。
- A 1 6 1社を除き、3社は一致していた。
- Q 1 7 入札参加者が1社の場合は、入札を取り止めるという規定はないのか。
- A 1 7 条件付一般競争入札の場合、入札者が1社あっても、入札は成立する。
- Q 1 8 多くの大手業者が指名除外中により入札参加ができない状況の中で、工事発注を遅らすということではできなかったのか。
- A 1 8 この工事は、鞆町の仙酔島へ水を送る管の布設替を行うものである。この管は1961年昭和36年)に布設したもので、長い期間に露出している管もあり、早期に安定した供給を行うために発注したものである。
- Q 1 9 予定価格は一般的に、事前に公表しているのか。
- A 1 9 建設工事はすべて、事前公表している。
- 応募が少ないと予想されるケースの場合、随意契約と同じように予定価格を公表しないとかの工夫はできないのか。もし改善できるものがあれば、次の委員会で教えてほしい。

## オ 配水管布設替工事について

Q 2 0 この工事は、なぜ随意契約としたのか。

A 2 0 梅雨時に、県道の下を横断している暗渠の床版下に布設している配水管が、洪水時に水路の流水断面を阻害する恐れがあり、出水期を迎え緊急を要するため、耐震管であるNS型鋳鉄管の施工実績のある者と随意契約したものである。

なお、緊急を要する工事であるため先行的に施工している。

Q 2 1 NS型の施工実績のある業者は、何社くらいあるのか。

A 2 1 施工実績のある業者は、8社から10社である。

Q 2 2 そうであれば、入札するべきではないか。

A 2 2 緊急性の要件で、随意契約としたものである。

Q 2 3 この業者を選定した理由は何か。

A 2 3 鋳鉄管で耐震性のあるNS型の施工実績のある者が、北部ブロックで2社あり、工事施行箇所と地理的に近い業者を選定した。

Q 2 4 危険性を認識したのはいつか。また、契約日はいつか。

A 2 4 地元の人から、6月初めに連絡があった。契約日は、9月18日である。

Q 2 5 NS型の工事は特殊な技術が必要となるのか。

A 2 5 2006年度(平成18年度)から、耐震型の鋳鉄管に切り替えたが、従来より、接合部分の施工が非常に難しいところがある。200～600mmの管については、NS型を使用し、700mm以上の管は、溶接鋼管を使用することとしており、受注者に施工を指導している。

Q 2 6 先行施工の工事は、年にどの位の割合であるのか。

A 2 6 ほとんどない。

## (2) 全体について

Q 2 7 今回の委員会の会議概要は、いつ頃もらえるのか。

A 2 7 約1ヶ月後となる。

Q 2 8 会議概要は委員長が事前に目を通されると思うが、各委員も内容を確認した後に作成することとしたらどうか。

A 2 8 各委員にも事前にご意見を頂き、作成することとしたい。